

道路の占有が認められる物件の種類（道路法第 32 条第 1 項）

号	物 件	
1 号	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	
	通達	消火栓、くずかご、フラワーボックス、花壇、ベンチ、上屋、カーブミラー、灰皿、掲示板、非常用救命袋固定環、バス待合所、時刻表示版、ロケーションシステム、街灯、防犯灯、電飾、有線放送施設、CATV 放送施設、変圧器、ガス整圧塔、PHS 無線基地局、光アクセス装置、WLL 方式無線装置、テレカ自動販売機、地下鉄路上施設（出入口等）、直ちに除却が困難な家屋
	道路法解説	派出所、公衆便所
2 号	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する工作物	
	通達	ケーブル管、熱供給管、石油管、パイプライン管
	道路法解説	都市廃棄物管路、マンホール、洞道、温泉パイプ
3 号	鉄道、軌道その他これらに類する工作物	
	通達	索道
	道路法解説	モノレール
4 号	歩廊、雪よけその他これらに類する工作物	
	通達	アーケード、日よけ、がんぎ
5 号	地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する工作物	
	通達	地下駐車場、地下駐輪場、横断歩道橋、農道・林道、ベルトコンベア
	道路法解説	地下タンク貯蔵所、防火用地下水槽
6 号	露天、商品置場その他これらに類する工作物	
	通達	コインロッカー、オープンカフェ、提灯、自動販売機
	道路法解説	材料置場、売店、屋台店
7 号	1 号～6 号のほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（道路法施行令第 7 条）	
	① 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	
	通達	ショーウインド、サインポール、駐車場の案内板、タクシー乗車禁止標識、消防水利の標識、バス停留所標識、基準点標識、地下鉄出入口案内標識、理容所・クリーニング所等の業種を示すマーク、工場・寮等への道程を示す案内板、アーチ型の街灯、公職選挙法ポスター掲示場
	② 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	
	③ 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	
④ 防火地域内の仮設建築物		

⑤ 市街地再開発事業等の施行区域内の居住者で当該事業による建築物に入居する者を一時収容するために必要な施設	
⑥ トンネルの上又は高架下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	
通達	病院、休憩所、車庫、工場、学校、緑地、広場・公園等の植栽・ベンチ・ブランコ・花壇
⑦ 高度利用地区内等の高速自動車国道等の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場	
⑧ 非常災害時の道路予定区域内等の応急仮設建築物	
⑨ 自転車等を駐車させるために必要な器具	
通達	ラック、棚、上屋、照明器具、案内板、自動清算機等
⑩ 高速自動車国道の連結地附属地に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設で利便の増進に資するもの	
通達	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン
⑪ 高速自動車国道等に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所	
通達	食堂、売店、ガソリンスタンド